

平成24年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成24年11月21日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成24年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 承認第22号 瑞穂市子ども読書活動推進会議委員の委嘱についての
専決処分について

日程第5 議案第42号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱の制定につ
いて

日程第6 議案第43号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価に関する報告書の提出について

日程第7 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）につ
いて

日程第8 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）につ
いて

日程第9 意見聴取 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算
（第2号）について

日程第10 その他 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河合和義

関谷均

福野佐代子

横山博信

○本日の会議に欠席した委員

古川正敏

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高田敏朗
教育総務課長	久野秋広
給食センター所長	林一夫
学校教育課長	和合保子
学校教育課主幹	堀幸子
幼児支援課長	広瀬照泰
幼児支援課総括課長補佐	鹿野正美
生涯学習課長	伊藤清美

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 磯部基宏

○傍聴者

なし

開会 午後2時00分

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。本日、古川委員がご都合により欠席との連絡を受けています。

各学校にて公表会を行っていますが、私も何校か訪問させていただきました。大変落ち着いて一生懸命授業を受けている姿が見られました。

それでは、平成24年第11回瑞穂市教育委員会定例会を開催致します。

日程第1 平成24年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第1 平成24年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成24年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

関谷委員にお願い致します。

日程第3 教育長の報告

○委員長 日程第3 教育長より報告を求めます。

○教育長 改めましてこんにちは。

前回の臨時会以降、11月16日に市のPTA連合会の研修が開催されました。また、11月18日には、合併10周年事業で桑田真澄氏による講演会を開催致しました。桑田真澄氏講演会においては、満席に近い来場者で大好評でした。

河合委員長につきましては、南小学校公表会へ訪問いただき、南小学校の特色ある学校経営を見ていただきました。ありがとうございました。

第2回臨時会にて諮らせていただきました人事については、11月19日に

辞令交付式を行いました。

本日は、前回臨時会で出ました職員の年齢表、また、夏休み中の休業日についての説明を致しますので、ご意見をいただきますようよろしくお願い致します。

日程第4 承認第22号 瑞穂市子ども読書活動推進会議委員の委嘱についての専決処分について

- 委員長 日程第4 承認第22号 瑞穂市子ども読書活動推進会議委員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 生涯学習課長 日程第4 承認第22号 瑞穂市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決しましたので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。平成24年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例第4号第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長 ご質疑ございませんか。

専決処分は特別の事情がある場合のみです。今後、気を付けて事務を行うようお願いします。その他質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 承認第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

日程第5 議案第42号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱の制定について

- 委員長 日程第5 議案第42号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱の制定について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 学校教育課長 日程第5 議案第42号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱の制定について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号によ

り、教育委員会の議決を求める。平成24年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部に就学しようとする者のうち、経済的な理由により就学することに支障のある者の保護者に対し、高等学校等就学奨励一時金を交付することにより、就学に要する経済的負担の軽減を図り、もって有為な人材に資するため。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

条例に定めず要綱のみの運用でいいのですか。

○学校教育課長 この件につきましては、総務課と何度か調整をしてこの様な形になったものであり、先程の委員長の質問については大丈夫です。

○委員長 もう一度、総務課へ確認してください。要綱について、手続きは教育委員会が行うことでよろしいですが、予算については権限がないと思いますので、その点についても一度確認してください。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第42号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱の制定について、可決することと致します。

日程第6 議案第43号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について

○委員長 日程第6 議案第43号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第6 議案第43号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成23年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出することについて、教育委員会の議決を求める。平成24年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告を議会に提出する必要がある。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

学識経験者より意見をいただき、前回から変更になった箇所を教えてください。

○**教育総務課長** 一点目は、教育委員会の活動状況について、評価及び方針をC評価にしていたましたが、教育委員会活動として、公表会・運動会等教育現場を視察していただいたことが評価できるということでB評価に変更しました。二点目は、ボランティアや支え合いの地域ネットワークづくりについて、評価をB評価にしていたましたが、各校区事業の自主運営を強力に進めてほしいとの意見もあり、C評価に変更しました。同じく、「瑞穂市教育の方針と重点」における自治会活動、校区活動を基盤とする地域コミュニティ活動の推進についても、先程の二点目と同じ内容ということでC評価に変更しました。以上三点を変更させていただきました。

○**委員長** 現在、地域コミュニティ活動は生涯学習課の所掌となっており、自治会の所掌は総務課となっていますが、地域コミュニティ活動とは自治会主体のものと思います。今後、校区活動、自治会について統一した方向性を図るため、機構改革も含め検討してもよろしいのではないのでしょうか。

○**教育長** その件に関しましては、総務部長と調整しているところです。今のところ生涯学習課で、完全自主運営化を目指して各校区と調整しているところです。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第43号 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、可決することと致します。

**日程第7 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
について**

○**委員長** 日程第7 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第7 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成24年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成24年11月27日開会予定の平成24年第4回瑞穂市議会定例会に議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

穂積中学校北の池を購入し、グラウンドが狭いことから池をテニスコートに改修するということですが、グラウンド拡張整備はいつ頃になる予定ですか。

○**教育次長** テニスコートを移転しないことには、グラウンドは改修できないと考えております。従って、まずは、池の埋め立てから始めますが、造成後少しの期間養生が必要と思われるので、グラウンドの改修ができるのは早くても2年後と考えています。

○**委員長** 校舎を新築してから2年が経過しています。今の話では更に2年ということで新築後4年となります。その間、すごく狭いグラウンドで学校経営しているということは批判を受けて当然だと思います。校舎を改修する際に分かっていたことですので近い将来に行うべきだと思います。事業の計画をしっかりと進めてください。

また、道路を挟んで北側の用地ということで交通事故等安全面は大丈夫なのですか。

○**教育長** 中学校側からは色々な意見があり、以前プールへ行く際に、道路を渡ろうとして事故にあった事例もありますので、横断歩道を設置するなどの安全面での検討が必要だと思います。

○**委員長** 重要な案件なので、教育委員会としては、道路を挟む場所ということ

で、交通安全等生徒の安全を考えた施策をしていただくことを意見書として、市長へ強く要望をします。それについて、他の委員の意見を伺います。

「異議なし。」

その他ご質疑ありませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、教育委員会として意見書（安全施策について）を市長へ提出し、それをもって承認することと致します。

日程第8 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号） について

○**委員長** 日程第8 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成24年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成24年11月27日開会予定の平成24年第4回瑞穂市議会定例会に議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

○**福野委員** 保育所管理費の賃金を減額していますが、保育士不足と言っている中減額してもよろしいのですか。

○**幼児支援課長** 幼児支援課としましては、保育士不足ということで現場には不便な思いをさせていると思います。当然、来ていただける保育士がいましたら一人でも多くの保育士を雇用したいと思っています。ただし、今回の減額は一年間の予算の中で、雇用できなかった上半期分の減額です。今後の下半期分については、予算として確保しています。

○**福野委員** 毎月、広報紙で募集をしているのは知っていますが、県社協も人

材派遣をしているのでそちらの方も利用してみてもいいですか。

- 幼児支援課長** 現在、広報紙とハローワークで募集していますが、今後は、先程言われた県社協の人材派遣も一度確認し、できるということであれば検討してみたいと思います。
- 関谷委員** 教職員検診手数料の胸部X線間接撮影は全員が検診するものですが、減額ということは受けていない教職員がいるということですか。
- 学校教育課長** 予算は前年度の実績を元に人数を計上しています。本年度については該当者が変更後の人数だったということです。よって、全ての教職員が受診しているということです。
- 委員長** 12月補正予算で増額になるのは、穂積小学校・牛牧小学校・生津小学校・南小学校の、来年度クラス増による増額ということですね。
- 教育総務課長** そうです。
- 委員長** その他ご質疑ありませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、承認することと致します。

日程第9 意見聴取 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

- 委員長** 日程第9 意見聴取 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、議題と致します。事務局より説明を求めます。
- 給食センター所長** 日程第9 意見聴取 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。平成24年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、平成24年11月27日開会予定の平成24年第4回瑞穂市議会定例会に議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長** ご質疑ございませんか。

滞納分については反映されていますか。

○給食センター所長 反映されていません。

○委員長 本補正における減額分の人数については、当初予算にて把握できなかったのですか。

○教育長 当初予算について、転入・私立学校へ移る分を見越して計上しており、今回その分のかい離分を減額するものです。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 意見聴取 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、承認することと致します。

日程第10 その他

○委員長 日程第6 その他に入ります。

○教育長 学校における夏季の暑さ対応に係る瑞穂試行（案）～夏季休業中をはさむ午前授業の実施～について提案させていただきます。

趣旨は、近年異常気象や猛暑によって学校教育活動における熱中症等が心配され、学校現場では、7月・8月、そして9月の暑さへの対応も余儀なくされている。特に夏季休業前後の期間、猛暑の中で午後の授業を行っていることは、健康面はもちろん、授業への意欲も欠けることも多く、学習効果も期待できないところである。

そこで、第1学期末と第2学期はじめに給食ありの午前授業期間を位置づけることにより、午後の猛暑の中で授業することを避け、比較的過ごしやすい環境の中での学習効果も期待できる。

県内外では、一部、普通教室のエアコン設置の動きも見られるが、暑さを避ける形で児童生徒をひ弱に育てることを良しとは考えない。環境問題や原子力による発電の問題等が話題になっている現在である。また、長期休業になると学童保育のニーズも高まることを考慮すると、夏季休業日の短縮を実施することは、家庭の就労支援の一助ともなる。

以上の理由から、学校における夏季の暑さ対応に係る瑞穂試行（案）を実施するもの。

期間としましては、7月8日から19日の間午前授業。7月20日から8月25日まで夏季休業日とし従来より5日間短くなります。更に、8月26日から8月31日の間午前授業日で給食ありとします。9月1日からは終日授業日となります。夏季休業日前に7月8日より実質9日間の午前授業を実施。合計9日間の午後授業時間数（9日×2時間＝18授業時間）の不足は現行夏季休業期間である8月26日より実質5日間の午前授業実施により（5日×4時間＝20授業時間）調整する。結果、暑さ対応の午前授業実施日は休業日前後あわせ14日間確保できる。

午後の時間の活用内容例は、学期三者懇談・学校内会議研修・プール開放（小学校）・部活動（中学校）・学習相談（夏休み作品作り講座）・児童会、生徒会等の一部生徒の活動・市教育委員会や学校教育研究会研修・運動会リーダー指導・学期末始の事務などを予定しています。

今後のスケジュールにつきましては、本日、教育委員会に提案・意見聴取を行いご賛同いただければ、以降、市長・部長会報告、教育事務所長並びに教育支援課及び県教育委員会へ報告します。また、給食センター等関係各所・団体との調整を開始します。その後、12月4日市校長会に提案をし、その後、市教頭会、教務主任会で提案をします。更に、市議会文教常任委員会等への報告を行い、各学校における新年度カリキュラムの準備を始めます。

試行段階での検討すべき内容については、給食日増加・午後授業日の増加に関する授業時数の確保確認などがあり、また、試行後については、給食費用捻出の検討、管理規則の改定案の作成などがあります。

このことにつきましては、来年度試行として行い、学校・保護者・子ども達の意見を聞き好評であれば、瑞穂市学校管理規則を改正し対応してきたいと思えます。なにかご意見等があればお願いします。

○**委員長** 他市町において普通教室にクーラー設置の話が聞こえてきているということですが、要は普通教室にクーラーを設置してしまえば夏休みが要らないという結論になってしまいます。なぜ、夏休みなのかという趣旨を踏まえ夏休み短縮という発想が出たと思えます。いずれにしましても、PTA・保護者等関係者への説明をしっかりといただき実施してください。このことについてはとても良いことだと思えます。

○**福野委員** 暑さに耐えられる子どもづくりという観点から賛成します。ただし、放課後児童クラブの充実はしないといけないと思います。

○**幼児支援課長** 放課後児童クラブ指導員のチーフへ話をしたところ、夏休みは一日開所で指導が大変だが、午前授業となると午後1時以降のお帰りとなるので、午前・午後のローテーションがなくなり現場としては負担が軽くなると思います。

○**委員長** その他ご意見ありませんか。それでは、教育委員会としては、PTA等説明の漏れがないようにしていただき了解することとします。

教育次長。

○**教育次長** 特にありません。

○**委員長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にありません。

○**委員長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 資料で配布させていただきましたが、市内教職員の年齢別、男女別のグラフとなっています。30代から40代前半の人数が少ないですが、これは全県的に採用が少なかったということです。参考にしてください。

○**委員長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 平成25年度保育所入所申込状況について報告させていただきます。375名の募集に対して、447名の応募がありました。このうち、155名が未満児です。ちなみに、昨年度と比べると466名の応募が447名になりましたので、20名程減になっていますが未満児につきましては、逆に20名程増えています。また、各園の状況は、別府・牛牧第2保育所の新しい施設については応募が殺到しています。牛牧第2保育所の3歳児につきましては、定員が60名で40名募集したところ、47名の応募があり在園数を足すと66名となる見込みです。これについては、入所の優先順位により選考する予定です。

本田第2保育所の4歳児は1クラス増になります。穂積保育所の3歳児は2クラスありましたが1クラス減になります。南保育・教育センターの4歳児は、1クラス増、5歳児は1クラス減となるので、園のクラス数は変動ありません。

未満児ですが、これだけの応募があると、どのような選考をするかというこ

とが検討課題になってきます。「保育所入所あんない」に記載してあるとおり、入所の優先順位により選考し、優先順位が同一の場合は、抽選で決定したいと思っています。この場合、優先順位が同一の応募の中に既に兄弟が園にいる場合、同じように抽選するのか、兄弟関係を優先するのか、委員のご意見を伺いたいと思いますのでお願いします。

- 福野委員** 兄弟関係がある子については、優先して入所できるように取り扱うべきと思います。
- 幼児支援課長** わかりました。入所の優先順位が同一の場合は、兄弟関係がある子を優先して入所とさせていただきます。
- 委員長** 将来の未満児対策はどのように考えていますか。
- 幼児支援課長** 現在市長は、公設公営を推進していますが、今後、瑞穂市に参入される私立があればそちらの方で対応して行きたいと思っています。ただし、公設公営だけで推進するということであれば今後何らかの方策は考えて行かなければいけないと思います。現在、考えているのは、構造改革特区を取得し給食センターで未満児給食を調理することです。特区取得後、園児の分散ができ、他園でも保育ができてこれば、未満児受け入れを広げることができると思っています。
- 委員長** いずれにしても待機児童の対応を市長はどのように考えているのか。例えば、別府保育所東館を未満児のみの施設にする、または穂積保育所についても東側の用地取得を行ったので、そこで未満児を収容できる保育所を計画するなどの検討をしてみてもどうですか。
- 福野委員** 保育士の確保ができれば、東館を利用しなくても別府保育所のみでもっと収容が可能と思います。当初、東館の目的は、保護者の子育ての育成の場で始めたものなので、東館については当初通り利用する方が良いと思います。
- 教育長** この件については、今後の検討課題とさせていただきます。
- 委員長** 生涯学習課長。
- 生涯学習課長** 特にありません。
- 委員長** その他ご質疑ありませんか。

次回の会議ですが、平成24年12月19日、水曜日、午後2時00分から

ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○委員長 本日は、第11回定例会長時間ご審議いただきましてありがとうございます。
います。

閉会 午後5時13分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月19日

瑞穂市教育委員会 委員長 河合和義

委員 福野佐代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。